

北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

初回低価格のお試しだから注文したのに定期購入 だったなんて！通信販売の規約はよく読んで！

<相談事例>

家で過ごすことが多くなり、スマホやパソコンを見る時間が増えている。その中で健康食品のお試し購入の広告が出てきて、安かったので申し込んだ。一度だけのつもりだったのに、その後高額な請求書とともに定期購入数か月分の商品がまとめて届いた。必要ないので返品したいと思い、事業者にも何度も電話するが、電話が繋がらない。
(70代女性)

●契約内容や解約条件をよく確認しましょう。通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。

通信販売で、初回低価格をうたう商品の広告を多く目にします。申し込みをする前には規約をよく確認しましょう。「定期購入なのか、単品購入なのか」「解約や返品条件はどうなっているか」などは、小さな字で書かれていて見づらかったり、スマホをずっとスクロールしなくては見られない下のほうに表示されていることも多いのです。通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、受け取り拒否や返品をしても解約にはなりません。事業者と解約の合意が必要です。最近では、新型コロナウイルス対策による問い合わせ窓口縮小の影響からか「電話が繋がらない」という声も耳にします。

●自分が見た広告や最終申込確認画面を保存しておきましょう。

トラブルに備えて、自分が見た広告や最終申し込み確認画面、受注メールなどの記録は残しておきましょう。

●困った時は消費生活センターに相談してください。

令和2年4月から相談窓口の体制を変更しました。

門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口 ☎861-0999へ。

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

まもりん



みもりん



★7月1日から、全国の小売店でレジ袋が有料化されます。家計と資源の節約のため、買い物時にはマイバッグを持参しましょう。